平成２７年（フ）第１９０号
兵庫県三木市志染町御坂205番地の２
債務者　藤原　正之
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６号
松江市西津田３丁目２番32号　ハイツＭＹ102号室
債務者　佐中　達也
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
青森市旭町２丁目４番12号　第２山水荘２号
債務者　外崎　ソネ
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
神奈川県厚木市下荻野1551番地３　ベルフォーレ101
債務者　黒木　優子
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６４号
神奈川県秦野市堀西579番地の２　コーポ並木201号
債務者　宮崎　　稔
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９０号
神奈川県平塚市中原３丁目６番43号　ハイライトハイツ204号、前住所神奈川県平塚市四之宮１丁目15番39号　カーム山王201号
債務者　下島　　勲
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９９号
熊本市北区室園町10番62号
債務者　西澤　敦子（旧姓濵田）
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
沖縄県豊見城市字根差部55番地４
債務者　玉城　　司
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５７号
愛知県瀬戸市窯元町51番地の７
債務者　遠山　正俊
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７４号
愛知県瀬戸市西米泉町160番地ＦＬＡＴＯＮＥ205
債務者　三上　一志
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２６号
名古屋市昭和区川名町３丁目22番地
債務者　加藤　　勉
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４４号
愛知県津島市宮川町２丁目30番地23
債務者　山田　清美
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４５号
愛知県津島市宮川町２丁目30番地23
債務者　山田　祥子
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７９号
名古屋市中川区豊成町１番３－203号　豊成団地
債務者　深川真夕弓
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７４号
名古屋市南区豊１丁目６番５号
債務者　松井　邦芳
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７号
熊本県宇土市境目町770番地、前住所熊本県宇土市松山町4592番地　センチュリーハイツ203
債務者　芦田寿美香
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
さいたま市岩槻区大字南下新井1034番地11
債務者　根本　周次
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係